

VI 減 免

1 減免について

天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要と認める者、その他特別の事情がある者に限り金沢市税賦課徴収条例施行規則の定めるところにより、事業所税の減免を受けることができます。

(法 701 の 57、条例第 117 条の 21、規則第 15 条の 3)

2 減免の判定

減免の適用を受け得る者か否かの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

3 減免の申請

減免を受けようとする場合は、申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を減免を受けようとする事由を証明する書類を添付のうえ提出してください。

なお、減免申請は、事業所税の申告のつど申請の必要があります。又、期限内に提出がない場合は減免の適用は受けられませんのでご注意ください。

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(1) 災害により著しい被害を受けた事業所用家屋	市長が必要があると認める額	
(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項の規定による指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1の額	
(3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を行う者が当該事業の用に供する施設(当該者が当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合の当該施設に限る。)	資産割及び従業者割に、学校利用割合に2分の1を乗じて得た割合を乗じた額	学校利用割合とは、当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数を当該事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除して得た数をいう。
(4) 酒税法(昭和28年法律第6号)第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1の額	

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(5) 法第701条の41第1項の表第15号に掲げる施設で、当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下である場合の当該施設	資産割及び従業者割の全額	
(6) 旧中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)の施行前において旧小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全額	
(7) 金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第18号)による改正前の金沢市産業振興資金融資条例(昭和32年条例第6号)第2条の2第6号若しくは第7号又は金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例(平成13年条例第26号)による改正前の金沢市産業振興資金融資条例第2条の2第5号に基づく融資を受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の3分の2の額	平成12年7月31日までに新築し、又は増築した場合に限る。
(8) 市が造成した工業団地内の土地を市から取得した者(当該土地を取得した者が法人の場合にあつては、その親会社又は子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社又は子会社をいう。第15号において同じ。)を含む。)が当該土地に新たに設置した施設(市内の既存施設の移転と認められる施設(以下この項において「市内既存事業所」という。)にあつては、当該移転前よりその事業所床面積が増加したと認められる施設に限る。)で、自ら事業を営むもの(事務所を除く。))	資産割及び従業者割(市内既存事業所にあつては、当該増加した分の事業所床面積に基づき算出した資産割及び従業者割。以下この項において同じ。)の2分の1(中小企業者(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。第15号において同じ。)にあつては、資産割及び従業者割の3分の2)の額	新築し、又は増築した日から5年間適用する。ただし、土地取得の日から3年以内で、かつ、令和5年3月31日までに新築し、又は増築した場合に限る。

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(9) 繊維工業及び衣服その他の繊維製品製造業を行う者で、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管(織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。)の用に供する施設	資産割の2分の1の額	
(10) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。)	資産割及び従業者割の全額	
(11) 農業協同組合で昭和51年10月1日前に合併があったものの本来の事業の用に供する施設で、当該合併前に存するもののうち、当該施設につき、当該施設をその本来の事業の用に供していた当該合併前の農業協同組合に対し、条例第117条の16の規定を適用したならば、当該規定に該当することにより、資産割が課されないこととなるもの(前号に掲げる施設を除く。)	資産割の全額	当該施設のうち、当該合併前に存する部分に限る。
(12) 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)第3条第1項に規定する物品を販売する施設	資産割の2分の1の額	
(13) 果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1075号)第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年農林省告示第567号)第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。)	資産割の2分の1の額	

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(14) 法第701条の41第1項の表第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号に掲げる一般港湾運送事業若しくは同条第2号に掲げる港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全額	
(15) 金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例(平成3年条例第4号)第2条第1号に規定する金沢テクノパーク内において、市又は金沢市土地開発公社から土地を取得した者(当該土地を取得した者が法人の場合にあっては、その親会社又は子会社を含む。)で、同条例第2条第2号に規定する高度技術産業、同条第3号に規定する地域拠点産業又は同条第4号に規定する試験研究開発事業を営むと市長が認めるものが当該土地に新たに設置した施設で、自ら事業を営むもの(事務所を除く。)	資産割及び従業者割の2分の1(中小企業者にあつては、資産割及び従業者割の3分の2)の額	新築し、又は増築した日から5年間適用する。ただし、事業所の新設の日から10年を経過する日までに新築し、又は増築した場合に限る。
(16) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	従業者割の全額	
(17) 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1の額	
(18) 紙の製造業者の古紙又はパルプの保管施設	資産割の2分の1の額	
(19) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1の額	原材料の保管施設を除く。

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(20) 家具の販売(製造を兼業とする場合を含む。)の事業を専ら行う者が商品の販売を行うための店舗	資産割の4分の1の額	
(21) 野菜、果実(梅に限る。)又は魚類の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰めその他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3の額	
(22) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により都市計画区域として指定された区域以外の区域に所在する事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の2分の1の額	
(23) その他市長が特に必要があると認める施設	市長が必要があると認める額	